

一般廃棄物処理業許可証(収集・運搬)

住 所 神奈川県綾瀬市吉岡709番地

氏 名 株式会社タズミ

代表取締役 田墨 幸一郎

平成30年2月20日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

|             |   |
|-------------|---|
| 営業所の所在地及び名称 | 綾瀬市吉岡709番地<br>株式会社タズミ                   |
| 取扱廃棄物の種類    | 一般廃棄物(ごみ)                               |
| 収集・運搬の別     | 収集・運搬                                   |
| 営業の区域       | 海老名市内                                   |
| 処 理 料 金     | 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第27条の規定に準ずる。 |
| 営業許可期間      | 自平成30年4月1日 至平成32年3月31日                  |
| 条 件         | 別紙のとおり                                  |

平成30年3月20日

海老名市長 内野 優

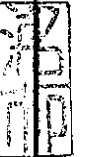


(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として（訴訟において海老名市を代表する者は海老名市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 上記1又は上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

|           | 申請<br>年月日 | 許可<br>年月日 | 事項 | 変更内容 | 許可印 |
|-----------|-----------|-----------|----|------|-----|
| 事業範囲の変更記録 |           |           |    |      |     |
|           |           |           |    |      |     |
|           |           |           |    |      |     |

|    | 変更年月日 | 事項 | 変更内容 |
|----|-------|----|------|
| の氏 |       |    |      |
| 名  |       |    |      |
| 所  |       |    |      |
| 在  |       |    |      |
| 代  |       |    |      |
| 地表 |       |    |      |
| 者  |       |    |      |
| 等  |       |    |      |
| の  |       |    |      |
| 事  |       |    |      |
| 変務 |       |    |      |
| 更所 |       |    |      |



(別紙)

許 可 条 件

業者名： 株式会社タズミ

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条及び同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の2並びに海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例及び規則（平成5年条例第8号、平成5年規則第9号）並びに海老名市長の指示に従い適正に処理すること。
- 2 収集、運搬業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項の規定に従い、廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。また、悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 3 許可を受けた者が、許可事項の変更を必要とする場合は、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則（平成5年規則第9号）第4条及び第8条に定める手続きをしなければならない。
- 4 取り扱う一般廃棄物は、分別を徹底するとともに、減量化、資源化に努めること。
- 5 収集、運搬車両には、当許可証の写しを常備すること。



取扱事業所一覧

富士ゼロックス㈱、神奈川県立かながわ農業アカデミー、吃八坊、(有)大岳地所、(株)創研、(有)トシズマリプロジェクト、中華料理五十番、高座清掃施設組合、(有)横浜ヘルシービューティリバース海老名、カルミアブルーム海老名店、相模車輛㈱、海老名商工会議所、社会福祉法人中心会中心荘第1・2老人ホーム、三愛薬品、野崎調剤薬局、杉崎デンタル㈱、横山クリニック、(有)スタンダード運輸、(株)エイブル エイブル海老名店、(株)厚木エアーサービスミウラオート、東京応化工業㈱流通センター、日本NCR㈱、日本ソルティック㈱、エミール進学会、日進幼稚園、(株)ゴトー物流関東支店神奈川営業所、トーカイ・パッケージングシステム㈱海老名事業所、大雄産業㈱、日立ピアメカニクス㈱、(有)アリアマヘアサロンMhalo、ビストラン、フロンティア観光バス㈱、青雉、(株)大入物産、(株)L・S、(株)タイヨーワークス、社会福祉法人プレマ会えびなの風保育園、合同会社クロバー海老名、ニシリック㈱、(株)リップタイト業務用スーパー海老名店、豆工房コーヒーロースト海老名店、(株)エム・エム・シー湘南、相鉄企業㈱海老名運動公園、相鉄企業㈱海老名北部公園、(株)ウォーク再良市場、(株)長谷工コーポレーション（上今泉蛭沼2046番地1外）、星の砂、(株)長谷工アーベスト、(株)ジャストオートリーシング海老名工場、エビナホーム(株)相鉄企業(株)海老名駅西口特定公共施設、金沢屋、(有)プラス・パーク、医療法人社団玉井小児科神経クリニック、(株)長谷工コーポレーション（上今泉2113）、鹿島建設(株)海老名IVブロック工事事務所、(株)ベッツゲイスト、アイハウス、(株)東京BK足場海老名SC、ピーシーエレクトロニクス(株)東京営業所、(有)湘南在宅リハビリネットワーク、(株)ジェーシー、日信電設(株)かしわ台工事所、ジャンピングアップスクール、振興電気(株)東京支店海老名IVブロック新築工事、(株)浅沼商会海老名物流センター